

保護者 様

徳島県立板野高等学校長

感染症の罹患に伴う出席停止について

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間については、学校保健安全法施行規則第18条・第19条で定められています。次のような感染症に罹患したときは、医師からの登校の許可が出るまで、医師の指示に従い十分に療養してください。

登校可能となりましたら、下記の「登校許可証」を医師に記入していただき、担任に提出してください。

学校において予防すべき感染症の種類	
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 中東呼吸器症候群 特定鳥インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く） 百日咳 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風しん（三日はしか） 水痘（水ぼうそう） 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症（状況によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症：感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症など）

主治医の先生へ

徳島県立板野高等学校長

学校保健安全法及び同施行規則により、学校において予防すべき感染症と診断された場合は、出席停止の措置をとることになっております。お手数おかけしますが、下記にご記入をお願いいたします。

登校許可証

徳島県立板野高等学校長 殿

HRNO 生徒氏名

1 診断名

2 治療期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

3 上記の者は、 月 日 より登校して差し支えありません。

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名 印